

## 国立大学法人大分大学研究資金立替取扱細則

平成21年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における研究資金の立替え（以下「立替え」という。）に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この細則において「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項第1号に規定する部局及び医学部附属病院をいう。

2 この細則において「部局長」とは、前項に規定する部局を掌理する者をいう。

3 この細則において「国等」とは、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人（大学共同利用機関法人含む。）及び特殊法人並びに公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としない法人をいう。

4 この細則において「民間機関等」とは、前項に規定されたもの以外の民間等外部の機関をいう。

5 この細則において「研究代表者等」とは、研究代表者及び他研究機関の研究代表者から分担金の配分を受ける研究分担者をいう。

6 この細則において「交付内定通知等」とは、学長又は研究代表者宛の交付内定通知、他研究機関の研究代表者から分担金の配分を受ける研究分担者宛の分担金配分通知、繰越承認通知及び学外から異動した研究代表者等宛の移管金確定通知等をいう。

### (立替えの財源)

第3条 立替えの財源は、原則として法人が管理する余裕資金の範囲内とする。

### (立替えの対象)

第4条 立替えの対象は、国等からの補助金、助成金、研究費及び事業費（以下「補助金等」という。）とする。

2 前項に定めるもののほか、民間機関等が前項に規定する補助金等を受け実施する事業の一部について、法人との契約により、法人と共同で又は法人に委託して行う場合は、当該契約に基づく研究費又は事業費を立替えの対象とすることができる。

### (立替えの条件)

第5条 立替えは、研究代表者等が研究資金を収納するまでの間において、法人が必要な資金を一時的に立て替えなければ研究の実施が困難であり、かつ、次の各号に該当する場合に行うことができる。

(1) 前年度からの継続事業で当該年度の内約を受けているとき。

(2) 前年度予算の繰越承認申請（当該補助金等の交付機関等に事前相談済みのものに限る。）を行っているとき。

(3) 当該年度に新規に交付の内定を受け、又は契約の締結をしたとき。

2 前項の立替金については、金利を付さないものとする。

### (立替えの期間)

第6条 研究代表者等が立替えを受けることができる期間は、当該年度の4月1日から研究資金を収納した日の前日までとする。

### (立替えの限度額)

第7条 立替えの額は、交付内定額又は契約額の範囲内とする。

### (立替えの申請)

第8条 研究代表者等は、立替えを受ける必要がある場合は、研究資金立替申請書（別紙様式1）

を部局長を通じて学長に申請するものとする。ただし、科学研究費助成事業及び厚生労働科学研究費補助金の立替えについては、交付機関（分担金配分元機関を含む。）から学長又は研究代表者等に対し交付内定通知等があったときに、研究代表者等から学長に対して交付内定額の全額（減額交付の可能性がある場合はこの限りでない。）の申請が行われたものとみなす。

- 2 研究資金立替申請書は、原則として立替金の支出の原因となる行為を行う日の2週間前までに提出するものとする。

（申請内容の審査・承認等）

第9条 学長は、立替えの申請があった場合は、申請内容を研究推進課長に、また立替えの財源を経理課長に審査させるものとする。

- 2 学長は、前項の審査結果に基づいて承認又は不承認を決定し、研究資金立替決定通知書（別紙様式2）により部局長を通じて研究代表者等に通知するものとする。
- 3 学長は、第8条第1項ただし書の規定による立替えについては、前項の規定にかかわらず、不承認の場合を除き、研究資金立替決定通知書（別紙様式2）による通知を行わないものとする。

（立替金の返済）

第10条 研究代表者等は、補助金等の交付者から研究資金を受領したときは、直ちに当該研究資金を法人に納付し立替金を返済しなければならない。ただし、法人が、補助金等の交付者又は契約の相手方から研究資金を受領したときは、その時点で返済されたものとする。

- 2 研究代表者等は、立替金の返済前に法人を退職する場合又は当該研究資金に係る事業の中止等により予定した研究資金の収納が見込まれないことが判明した場合は、直ちに立替金の総額を返済しなければならない。

（立替金に関する経理事務の委任）

第11条 立替金に関する経理事務は、第9条第2項により研究代表者等に対し立替えの承認があったときに、学長が指名する理事に委任があったものとみなす。

（事務）

第12条 立替えに関する経理事務は、財務部経理課において処理する。

- 2 立替えに関する経理事務以外の事務は研究推進部研究推進課において処理する。

（雑則）

第13条 この細則に定めるもののほか、立替えに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成21年細則第25号）

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学研究資金立替取扱要項（平成17年11月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成21年細則第39号）

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年細則第1号）

この細則は、平成22年2月24日から施行する。

附 則（平成22年細則第15号）

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年細則第10号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年細則第20号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年細則第25号）  
この細則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年細則第15号）  
この細則は、平成25年6月25日から施行する。

附 則（平成28年細則第23号）  
この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第42号）  
この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成31年細則第1号）  
この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年細則第18号）  
この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年細則第23号）  
この細則は、令和4年7月1日から施行する。



